



花火のまち
大仙市

SDGs未来都市

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



大曲の花火

OMAGARI HANABI

令和8年度

企業支援制度のご案内



大曲企業団地

全6区画（約6.7ha）好評分譲中！



秋田自動車道大曲ICまで 5km

JR秋田新幹線大曲駅まで 4km



補助制度の詳しい流れとご説明は・・・

大仙市経済産業部企業立地推進課

☎0187-63-1111（代表）

E-mail:kigyoun@city.daisen.lg.jp



大仙市HP

1 固定資産税を5年間減免【工業等振興条例】

要件	業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、研究施設、 木質バイオマス発電所、コールセンター業
	投資額	2,000万円超
	雇用	○新規誘致企業の場合 5人以上 ○増設・移設企業 2人以上 ※研究施設の場合は雇用要件なし

2 工場等建設のための用地取得を支援【工場等用地取得等助成金】

要件	業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、研究施設、 木質バイオマス発電所、コールセンター業
	面積	2,500平方メートル以上
	雇用	○新規誘致企業 新規常用雇用5人以上 ※市外からの転籍で大仙市に移住した者を含めることができる ○増設企業又は移設企業 新規常用雇用2人以上
助成率及び上限額	<p>補助率 ○取得の場合 新規誘致企業 30% ※1万㎡以上取得する企業50% 増設 20% 移設 5% ○借地の場合 20% (新規誘致企業3年間、増設企業2年間、移設企業1年間)</p> <p>上限額 1億円(補助対象経費の上限は1㎡あたり8,200円)</p> <p>※大曲企業団地は別制度による割引制度あり</p>	

3 建物や設備の取得を支援【工場等建物・設備等取得支援補助金】

要件	業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、研究施設、 木質バイオマス発電所、コールセンター業
	投資額	○新規誘致企業 5,000万円超 ○増設・移設等企業 3,000万円超
	雇用	○新規誘致企業 新規常用雇用5人以上 ※市外からの転籍で大仙市に移住した者を含めることができる ○増設・移設等企業 新規常用雇用5人以上 又は 新規常用雇用2人以上かつ2.5%以上の賃上げ 又は 申請時点での雇用人数を維持し、かつ5%以上の賃上げ
補助対象経費	<p>① 所得税法施行令第6条第1項から第7号までに掲げる減価償却資産 ② 指定企業の償却資産台帳に掲載されるもの</p>	
補助率及び上限額	<p>補助率 ○新規誘致企業 30% (※35%) ○増設企業 10% (※15%) ○移設等企業 5% (※10%) ※「あきた企業立地促進助成事業補助金」の指定を受ける場合</p> <p>上限額 1億円</p>	

4 企業団地に立地する企業を支援

【大曲企業団地水害対策支援補助金】

補助対象事業所	補助対象経費	補助率	上限額
「3 大仙市工場等建物・設備等取得支援補助金」の指定を受けた企業	大曲企業団地における水害対策工事に係る経費	50%	5,000万円

5 雪対策を支援 【企業雪対策支援補助金】

要件	新規誘致企業で、「1 工業等振興条例」の対象企業
補助対象経費	工場等敷地内の除雪を目的とした除雪機械の購入、消融雪設備の新設・更新、除雪業務の業者委託等に係る経費
補助率	1/2
上限額	上限300万円を3年間

6 市民を雇用する企業を支援 【工業等振興企業雇用助成金】

補助対象事業所	被雇用者要件	奨励金額
「1 工業等振興条例」の指定を受けた企業	65歳未満の大仙市民で常用雇用者（雇用保険の被保険者、期間の定め無し）	下記表のとおり

操業場所	新規・増設	県の誘致認定制度の関連	常用雇用者	Aターン者 (常用雇用)
大曲企業団地内	新規誘致企業	初めて認定事業所を立地する企業	30万円	40万円
		既に認定事業所を県内に立地する企業 または認定を伴わない企業	15万円	20万円
		増設（移設含む）	-	-
大曲企業団地外	新規誘致	-	15万円	20万円
		増設（移設含む）	-	-

大仙市に立地する企業のご紹介

ものづくり図鑑



大仙市の産業用地・空き物件情報



秋田県の補助制度と合わせて活用することができます



秋田県内への企業立地のための窓口サイト

あきた企業立地サポートガイド!



7 情報関連産業を支援【情報関連産業集積事業費補助金】

対象企業	①大仙市内に本社を設置する市外の中小企業 ②事業拡大する既存中小企業 ③県と市合同で企業立地協定を締結する企業 ④スモールスタート型の操業開始以後2年以内に事業拡大する企業 ※別途条件あり				
要件	業種	情報通信業（IT・プログラミング・システム開発業等）、技術サービス業			
	雇用	○新設の場合 新規雇用5人以上 ※市外からの転籍で大仙市に移住した者を含めることができる ○増設の場合 新規雇用2人以上			
補助率及び上限額		補助対象経費	補助率	上限額	適用年数または回数
		①事業所設置・整備費	30%	1,000万円	1事業につき1回
		②事務所賃貸料	20%	300万円/年	3年間
		③機械設備購入費	20%	500万円	1事業につき1回
		④機械設備賃借料	20%	300万円/年	3年間
※年間補助限度額：①～④の合計2,000万円					

スモールスタート型

対象企業	①大仙市内に本社を設置する市外の中小企業 ②大仙市内にサテライトオフィスを新規に設ける市外の企業				
要件	業種	情報通信業（IT・プログラミング・システム開発業等）、技術サービス業			
	雇用	○新設 新規雇用2人以上かつ秋田県最低賃金の1.5倍の給料 ※市外からの転籍で大仙市に移住した者を含めることができる ※操業開始日以後3年を経過するまで継続してその人数以上であること			
補助率及び上限額		補助対象経費	補助率	上限	回数
		①事業所設置・整備費	10%	50万円	1事業につき1回
		②事業所賃借料	20%	30万円	1年間
		③機械設備購入費	20%	50万円	1事業につき1回
		④機械設備賃借料	20%	50万円	1年間

Aターン人材の雇用をサポートします！

あきたジョブ



大仙市移住促進無料職業紹介所



秋田で暮らそう、働こう！

KocchAke! こっちゃけ！
秋田県就活情報サイト

